



# 山形県公報

平成23年4月1日(金)  
第2232号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……334
- 山形県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……337
- 山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……同

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) ……338
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……339
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……340
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………( 同 ) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……341
- 同 ………………( 同 ) ……同
- 同 ………………( 同 ) ……同
- 同 ………………( 同 ) ……342
- 同 ………………( 同 ) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同 ………………( 同 ) ……343
- 眺望景観資産の指定……………(都市計画課) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正 ……(空港港湾課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………344

### 公 告

- 平成23年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……345
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………( 同 ) ……346

### 正 誤

# 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第18号

### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

別表1 通則及び賦課徴収の項中

「納税義務消滅通知書 第44号様式 第9条」を

「削除 第44号様式 」に改め、同表2 県民税の項中「第53条第52項」を「第

53条第47項」に、「第53条第53項」を「第53条第48項」に改める。

別記第2号様式（裏）中

- |                                                                                                                                                                                                                                               |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定金融機関（山形銀行）</li> <li>2 県指定代理金融機関（荘内銀行）</li> <li>3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）</li> <li>4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局</li> <li>5 総合支庁</li> <li>6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア</li> </ol> | を |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

- |                                                                                                                                                           |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定金融機関</li> <li>2 県指定代理金融機関</li> <li>3 県収納代理金融機関</li> <li>4 総合支庁</li> <li>5 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア</li> </ol> | に |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

改める。

別記第2号の2様式中

- |                                                                                                                                                                                                                                               |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定金融機関（山形銀行）</li> <li>2 県指定代理金融機関（荘内銀行）</li> <li>3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）</li> <li>4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局</li> <li>5 総合支庁</li> <li>6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア</li> </ol> | を |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

- |                                                                                                                                                           |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定金融機関</li> <li>2 県指定代理金融機関</li> <li>3 県収納代理金融機関</li> <li>4 総合支庁</li> <li>5 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア</li> </ol> | に改める。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

別記第4号様式（裏）中

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁

を

- 1 県指定金融機関
- 2 県指定代理金融機関
- 3 県収納代理金融機関
- 4 総合支庁

に

改める。

別記第5号様式（裏）中

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁
- 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

を

- 1 県指定金融機関
- 2 県指定代理金融機関
- 3 県収納代理金融機関
- 4 総合支庁
- 5 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

に

改める。

別記第5号の2様式（表）中「山形県 何総合支庁」を「山形県 何総合支庁長」に改め、同様式（裏）中

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁
- 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

を

- 1 県指定金融機関
- 2 県指定代理金融機関
- 3 県収納代理金融機関
- 4 総合支庁
- 5 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

に

改める。

別記第5号の3様式（裏）中

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁
- 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

を

- 1 県指定金融機関
- 2 県指定代理金融機関
- 3 県収納代理金融機関
- 4 総合支庁
- 5 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

に

改める。

別記第44号様式を次のように改める。

第44号様式 削除

別記第73号様式、別記第86号様式（裏）及び別記第86号の2様式（裏）中「、山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」を削る。

別記第87号様式（裏）中

納付場所

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁

を

納付場所

- 1 県指定金融機関
- 2 県指定代理金融機関
- 3 県収納代理金融機関
- 4 総合支庁

に改める。

別記第94号様式（裏）中「、山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」を削る。

別記第122号様式（裏）及び別記第123号様式（裏）中

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁

を

- 1 県指定金融機関
- 2 県指定代理金融機関
- 3 県収納代理金融機関
- 4 総合支庁

に改める。

別記第164号の5様式中「、山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第19号**

**山形県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年6月県規則第85号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第20号中「、山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第20号**

**山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県立自然公園条例施行規則（昭和34年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第21条第30号を次のように改める。

(30) 削除

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第267号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| あ け ぼ の 薬 局 赤 湯 店         | 南陽市島貫599-7          | 平成23. 1. 1 |
| 医 療 法 人 社 団 つ か さ 内 科 医 院 | 西村山郡河北町谷地字月山堂408番1  | 同          |

## 山形県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
社団法人 山形県看護協会 訪問看護ステーション新庄  
新庄市金沢1835-82 ユニオン新庄ビル201

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地 |                             | 変更年月日        |
|------------|-----------------------------|--------------|
| 変更前        | 変更後                         |              |
| 新庄市住吉町3番8号 | 新庄市金沢1835-82<br>ユニオン新庄ビル201 | 平成22. 12. 18 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
イオン薬局山形北店  
山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称    |           | 変更年月日      |
|--------------|-----------|------------|
| 変更前          | 変更後       |            |
| ジャスコ山形北店調剤薬局 | イオン薬局山形北店 | 平成23. 3. 1 |

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
イオン薬局山形南店  
山形市若宮三丁目7番8号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称    |           | 変更年月日      |
|--------------|-----------|------------|
| 変更前          | 変更後       |            |
| ジャスコ山形南店調剤薬局 | イオン薬局山形南店 | 平成23. 3. 1 |

- 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
イオン薬局酒田南店  
酒田市あきほ町120番地1

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称    |           | 変更年月日      |
|--------------|-----------|------------|
| 変更前          | 変更後       |            |
| ジャスコ酒田南店調剤薬局 | イオン薬局酒田南店 | 平成23. 3. 1 |

- 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
イオン薬局三川店  
東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1
- (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |          | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後    |            |
| ジャスコ三川店薬局 | イオン薬局三川店 | 平成23. 3. 1 |

#### 山形県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日        |
|-----------|--------------------|--------------|
| つかさ内科医院   | 西村山郡河北町谷地字月山堂408番1 | 平成22. 12. 31 |

#### 山形県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|------------------|------------------|----------------|------------|
| デイサービス ひいらぎ      | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 米沢市徳町210番地の1   | 平成23. 1. 1 |
| ケアプランセンター杏子（あんず） | 居宅介護支援           | 米沢市中央六丁目1番219号 | 同 3. 3     |

#### 山形県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地   | 施設の名称及び所在地                   | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員 | 指定年月日           |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------|------|-----------------|
| 社会福祉法人豊寿会<br>最上郡最上町大字富沢4467番地 | 最上ふれあい学園<br>最上郡最上町大字富沢4467番地 | 生活介護                   | 80名  | 平成<br>23. 3. 23 |

**山形県告示第272号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市
- 3 認可年月日  
平成23年3月22日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第273号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規程により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称 | 地区名     | 事業の名称                | 工事完了年月日    |
|--------|---------|----------------------|------------|
| 最 上 町  | 堺 田     | 元気な地域づくり交付金事業        | 平成20年8月29日 |
|        | 富 沢 上 堰 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 | 平成22年3月31日 |

**山形県告示第274号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名                   | 地区名 | 工事完了年月日    |
|-----------------------|-----|------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 | 豊 里 | 平成23年2月21日 |

**山形県告示第275号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 石 川 一 弘 | 鶴岡市小中島字赤沼5番地 |

## 山形県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 上山市北町字外原1447番2から<br>同 新町一丁目1113番4まで | 旧    | 29.0メートル<br>} 15.6 | メートル<br>1,322 |
| 上山市北町字外原1447番2から<br>同 新町一丁目1112番2まで | 新    | 45.4メートル<br>} 14.0 | メートル<br>1,529 |

## 山形県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 山形市旅籠町一丁目446番4から<br>同 木の実町1番1号まで   | 旧    | 28.8メートル<br>} 13.8 | メートル<br>880 |
| 山形市七日町一丁目443番5から<br>同 香澄町一丁目21番9まで | 新    | 46.8メートル<br>} 18.2 | メートル<br>914 |

## 山形県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|----------------------------|------|---------------------|------------|
| 山形市江俣五丁目1番27から<br>同 9番1号まで | 旧    | 180.0メートル<br>} 30.0 | メートル<br>52 |
| 同 上                        | 新    | 50.0メートル<br>} 30.0  | 同 上        |

**山形県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                                  | 延 長                         |
|-------------------------------|------|----------------------------------------|-----------------------------|
| 山形市江俣四丁目2番8から<br>同 西江俣51番2号まで | 旧    | 190.0 <small>メートル</small><br>}<br>30.0 | <small>メートル</small><br>55.5 |
| 同 上                           | 新    | 139.0 <small>メートル</small><br>}<br>30.0 | 同 上                         |

**山形県告示第280号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 上山市旭町二丁目255番4から<br>同 上まで           | 旧    | 15.0 <small>メートル</small><br>}<br>14.8 | <small>メートル</small><br>5   |
| 上山市旭町二丁目255番4から<br>同 新町一丁目1113番4まで | 新    | 22.6 <small>メートル</small><br>}<br>14.2 | <small>メートル</small><br>278 |

**山形県告示第281号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 上山市北町字外原1447番2から  
同 新町一丁目1112番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月1日

**山形県告示第282号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市旅籠町一丁目446番4から  
同 香澄町一丁目21番9まで

3 供用開始の期日 平成23年4月1日

山形県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。  
平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 上山市旭町二丁目255番4から  
同 新町一丁目1113番4まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月1日

山形県告示第284号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。  
平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日 平成23年3月17日
- 2 名称 下小松古墳群からの米沢盆地の眺め
- 3 視点 北緯38度01分23秒、東経140度02分27秒（下小松古墳群T41号墳）
- 4 主たる対象物 米沢盆地の田畑

山形県告示第285号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。  
なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び港湾事務所において縦覧に供する。  
平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項

の表保管施設Hの項中 

|        |
|--------|
| 15,034 |
|--------|

 を 

|        |
|--------|
| 15,370 |
|--------|

 に改める。

山形県告示第286号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |         |               |        |   |
|-------|---------|---------------|--------|---|
| 別表第5中 | " 山形北支店 | 山形市五十鈴一丁目1番7号 | " 県庁支店 | を |
|       | " 山形南支店 | " 桜田東四丁目9番15号 | " "    |   |

|   |       |               |   |      |
|---|-------|---------------|---|------|
| 〃 | 山形北支店 | 山形市五十鈴一丁目1番7号 | 〃 | 県庁支店 |
|---|-------|---------------|---|------|

に改める。

## 附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第16号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

「 〃 上野ふれあいプラザ21  
 〃 山形市鈴川コミュニティセンター  
 〃 山形市千歳コミュニティセンター  
 〃 山形市飯塚コミュニティセンター  
 〃 山形市榎沢コミュニティセンター  
 〃 山形市出羽コミュニティセンター  
 〃 山形市金井コミュニティセンター  
 〃 山形市楯山コミュニティセンター  
 〃 山形市滝山コミュニティセンター  
 〃 山形市東沢コミュニティセンター  
 〃 山形市大郷コミュニティセンター  
 〃 山形市南沼原コミュニティセンター  
 〃 山形市明治コミュニティセンター  
 〃 山形市南山形コミュニティセンター  
 〃 山形市大曾根コミュニティセンター  
 〃 山形市山寺コミュニティセンター  
 〃 山形市蔵王コミュニティセンター  
 〃 山形市西山形コミュニティセンター  
 〃 山形市村木沢コミュニティセンター  
 〃 山形市本沢コミュニティセンター 」

「 〃 上野ふれあいプラザ21」 を に、

「 〃 南陽市武道館  
 〃 南陽市勤労青少年ホーム」 を 「 〃 南陽市武道館」 に、「 〃 白鷹勤労者総合福祉センター」

を 「 〃 白鷹町産業センター  
 〃 山峡体育館」 に、「飽海郡遊佐町 遊佐町漁村センター」 を

「飽海郡遊佐町 遊佐町漁村センター  
 〃 蕨岡まちづくりセンター  
 〃 稲川まちづくりセンター  
 〃 西遊佐まちづくりセンター」 に改める。  
 〃 高瀬まちづくりセンター  
 〃 吹浦まちづくりセンター  
 〃 遊佐町杉沢比山伝承館」

## 公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。  
平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日           | 時 間             | 場 所                      |
|-----|---------------|-----------------|--------------------------|
| 筆 記 | 平成23年8月6日（土）  | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市片谷地515<br>東北文教大学短期大学部 |
|     | 平成23年8月7日（日）  | 午前9時30分から午後4時まで |                          |
| 実 技 | 平成23年10月9日（日） | 別途指定する          | 天童市大字清池1559<br>羽陽学園短期大学  |

### 2 受験手続

受験申請書を平成23年5月11日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成23年5月11日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。

### 3 その他

- (1) 平成23年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引き請求」と朱書きした封筒に、200円切手を貼付したあて先明記の返信用封筒（角型2号）を封入して、平成23年4月25日（月）までに社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵便で請求すること。
- (2) 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成23年8月1日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル米沢門東町店  
米沢市門東町一丁目662番外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社吉祥 米沢市城南三丁目1番30号  
代表取締役社長 吉澤彰浩

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高善興

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年11月18日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,990平方メートル

#### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 95台
- (2) 駐輪場の収容台数 57台
- (3) 荷さばき施設の面積 58平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 13立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- イ 開店時刻 午前9時
- ロ 閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後11時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日  
平成23年3月9日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所及び関係町役場において平成23年8月1日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ山形駅西店  
山形市双葉町一丁目3番47号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

- (3) 変更年月日  
平成22年5月18日
- (4) 届出年月日  
平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ青田店  
山形市青田四丁目634番地1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ高松店  
寒河江市大字高松字西覚寺274外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ河北店

西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

渡部昇

西村山郡河北町西里3149番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(4) 変更年月日

平成22年5月18日

(5) 届出年月日

平成23年2月18日

(6) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ村山店  
村山市大字河島字碓178番1外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

## (3) 変更年月日

平成22年5月18日

## (4) 届出年月日

平成23年2月18日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン尾花沢  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1719番外

## (2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 有限会社ティーズカンパニー | 東根市大字東根元東根字一本木5918番6号   | 相 澤 貴   |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 有限会社ティーズカンパニー | 東根市大字東根元東根字一本木5918番6号   | 相 澤 貴   |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川279番1号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ白山店

鶴岡市白山字西木村19番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社丸久砂利店 鶴岡市鳥居町10番6号

代表取締役 佐藤トシ

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(4) 変更年月日

平成22年5月18日

(5) 届出年月日

平成23年2月18日

(6) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 9 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンあつみ

鶴岡市鼠ヶ関字奥田17番外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社ジョイ       | 山形市あこや町二丁目1番30号         | 阿 部 恵   |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社ジョイ       | 山形市あこや町二丁目1番30号         | 阿 部 恵   |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |

## (3) 変更年月日

平成22年5月18日

## (4) 届出年月日

平成23年2月18日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 10 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ平田店

酒田市砂越字粕町75番1号外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

11 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ余目店

東田川郡庄内町余目字滑石57番地1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年2月18日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

正 誤

| 発行年月日        | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤    | 正    |
|--------------|------------|------|----|------|------|
| 平成22. 11. 30 | 第2199号     | 1234 | 8  | あつては | あつては |
| 同            | 同          | 同    | 11 | あつては | あつては |
| 同            | 同          | 同    | 13 | あつては | あつては |
| 同            | 同          | 同    | 16 | あつては | あつては |
| 同            | 同          | 同    | 17 | あつては | あつては |
| 平成23. 3. 25  | 第2230号     | 246  | 3  | 275  | 278  |